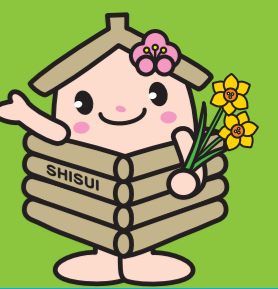


平成 29 年度 ごみ収集カレンダー



A 収集地域

(※) はB収集地域もありますので、ご注意ください。

酒々井・下台・上本佐倉 (※)・本佐倉 (※)・馬橋・墨・尾上・飯積
 中川酒々井交番裏・東酒々井 1 丁目・2 丁目・3 丁目
 中央台 1 丁目・2 丁目・3 丁目・ふじき野

B 収集地域

(※) はA収集地域もありますので、ご注意ください。

上岩橋・下岩橋・中川 (※)・柏木・伊篠・伊篠新田・今倉新田・篠山新田
 上本佐倉 1 丁目・中央台 4 丁目・東酒々井 4 丁目・5 丁目・6 丁目・成城
 台団地・スーパーセンタートライアルから佐倉寄りの上本佐倉・本佐倉

●町指定の袋以外のビニール袋・ポリ袋・ダンボール等に入れたものは収集しません。
 ●事業活動に伴って発生したごみは、量に限らず集積所に出すことはできません。

もやせるごみ	毎週 月・木曜日 ※ 12月29日～1月3日は収集しません	
もやせないごみ	毎月 3 回目の 水曜日	4月19日 10月18日 5月17日 11月15日 6月21日 12月20日 7月19日 1月17日 8月16日 2月21日 9月20日 3月21日
ビン類	毎月 2・4 回目 の 火曜日	4月11・25日 10月10・24日 5月 9・23日 11月14・28日 6月13・27日 12月12・26日 7月11・25日 1月 9・23日 8月 8・22日 2月13・27日 9月12・26日 3月13・27日
カン類	毎月 2・4 回目 の 金曜日	4月14・28日 10月13・27日 5月12・26日 11月10・24日 6月 9・23日 12月 8・22日 7月14・28日 1月12・26日 8月11・25日 2月 9・23日 9月 8・22日 3月 9・23日
乾電池 蛍光灯	毎月 1 回目の 水曜日 ※ 1月は 2 回目の水曜日	4月 5日 10月 4日 5月 3日 11月 1日 6月 7日 12月 6日 7月 5日 1月10日※ 8月 2日 2月 7日 9月 6日 3月 7日

もやせるごみ	毎週 火・金曜日 ※ 12月30日～1月4日は収集しません。	
もやせないごみ	毎月 3 回目の 水曜日	4月19日 10月18日 5月17日 11月15日 6月21日 12月20日 7月19日 1月17日 8月16日 2月21日 9月20日 3月21日
ビン類	毎月 2・4 回目 の 月曜日	4月10・24日 10月 9・23日 5月 8・22日 11月13・27日 6月12・26日 12月11・25日 7月10・24日 1月 8・22日 8月14・28日 2月12・26日 9月11・25日 3月12・26日
カン類	毎月 2・4 回目 の 木曜日	4月13・27日 10月12・26日 5月11・25日 11月 9・23日 6月 8・22日 12月14・28日 7月13・27日 1月11・25日 8月10・24日 2月 8・22日 9月14・28日 3月 8・22日
乾電池 蛍光灯	毎月 1 回目の 水曜日 ※ 1月は 2 回目の水曜日	4月 5日 10月 4日 5月 3日 11月 1日 6月 7日 12月 6日 7月 5日 1月10日※ 8月 2日 2月 7日 9月 6日 3月 7日

●ごみは分別して、町指定の袋で口をしっぴかりむすび、決められた収集日の朝8時までに出してください。
 ●収集日の前日や夜間等、収集日以外は絶対にごみを出さないでください。

指定袋への入れすぎに注意してください。袋に入りきれないものは回収されません。

もやせるごみ
 30ℓ・15ℓ
 もやせるごみ
 酒々井町

- ・台所のごみ(料理くず、残飯等は水分をよく切る)・布類・皮革製品等
- ・ゴム類・ビニール類・発砲スチロール・貝がら・アルミはく
- ・プラスチック製品(シャンプー・洗剤の容器、玩具等)・使い捨てカイロ
- ・紙くず・ちり紙などの資源として利用できない紙類・ビデオテープ・CD等・食用油、灯油(紙や布にしみこませてください。)

※一般家庭で生ごみ処理機・コンポスト容器を購入する場合は、補助金制度がありますので、購入前にお問い合わせください。

ビン類
 30ℓ
 ビン
 酒々井町

- ・空きビン(飲料用、食料用のビン等)

《注意》
 ・キャップをはずし、中を洗ってください。
 はずしたキャップは、金属製⇒カン類
 プラスチック製⇒もやせるごみ
 ・化粧品のビンはもやせないごみへ

もやせないごみ
 30ℓ
 もやせないごみ
 酒々井町

- ・陶磁器類・ガラス類(食器、花瓶、植木鉢、化粧品容器等)
- ・金属類(フライパン・鍋等)・かがみ・電球・割れてしまった蛍光灯
- ・灰・カミソリ等

《注意》
 ・刃物類は布等に包むこと(注射針は出せません)
 ・使い捨てライターは、ガスを完全に使い切ってください。
 ・家電製品は大きさに関係なく、もやせないごみではなく、粗大ごみで出してください。

カン類
 30ℓ
 カン
 酒々井町

- ・空きカン(ビールやジュースの飲料用・カセットボンベ・スプレーカン・お菓子のカン等)

《注意》
 ・中を洗ってください。
 ・カセットボンベ、スプレー缶等は中身を使い切り、カンに穴をあけてガスを抜いてから出してください。

**乾電池
 蛍光灯**

蛍光灯及び乾電池については、町指定の袋はありません。
 ・蛍光灯は、購入時の筒や箱などに入れるか新聞紙などに包んで、割れないように出してください。
 ・乾電池は、透明な袋に入れて中身が見えるように出してください。
 ※従来どおり、回収協力店または経済環境課窓口に出すこともできます。(詳しくは、裏面で確認をしてください。)

粗大ごみ

有料戸別収集となり、集積所には出せません。
 ※家電製品(家電リサイクル法対象外品)については、大きさに関係なく粗大ごみとなります。
 詳しくは、裏面で確認をしてください。

**新聞雑誌
 ダンボール
 等の
 資源ごみ**

各地域の資源回収協力団体に出してください。
 ○資源回収団体がわからない場合や、近くに団体がない、回収日より先に出したい場合は、個人で、処理施設等に搬入することができます。
 詳しくは、経済環境課へ問い合わせください。

家電リサイクル法対象商品・パソコン・ペットボトル等の処理方法については、裏面で確認をしてください。

発生抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の 3R 運動で、ごみの減量化にご協力ください。

ごみの集積所は、地域で管理し、きれいにしましょう。

お問い合わせ：酒々井町経済環境課 ☎ 496 - 1171 (内線 342・344)